

短期入所生活介護・重要事項説明書

(居宅介護サービス利用契約書・別紙5)

指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の提供開始にあたり、厚生省令第37号第125条に基づいて、事業者が利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者（経営法人）

名称	社会福祉法人 博仁会
法人所在地	青梅市富岡1-318
代表者氏名	理事長 横川 恵一
電話番号	0428-74-4411

2 事業所（ご利用施設：居宅介護サービス事業所）

施設の名称	指定介護老人福祉施設 和楽ホーム
指定番号	1372800340（東京都）
施設の所在地	青梅市富岡1-318
施設長名	宮澤 良浩
電話番号	0428-74-4411
ファクシミリ番号	0428-74-5892

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	一時的に私たちの施設へ入所していただき、居宅における日常生活を念頭において、必要な各種サービス・機能訓練等を行うことにより、利用者の方の心身機能の維持・向上、社会的接触の拡大を図るとともに、介護者の疾病、冠婚葬祭その他の家庭における突発的な生活問題を解決し、併せて家族の方の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的とします。
運営の方針	利用者の方の意思および人格を尊重し、社会的な接触の輪を広げられる生活施設の特徴を活かし、居宅での生活ペースを重視した施設介護サービスを提供します。また「家族の休養」にも主眼におき、緊急・臨時的な入所に応えられるよう最善の努力をします。

4 施設の概要 (特別養護老人ホーム)

敷地 (共用地)		10,744,22 m ²		
建物	構造	鉄筋コンクリート造4階建・3階建		
	延べ床面積	5,611.64 m ² (一部デイサービス等含む)		
【東棟】				
定員		90名		
居室	4人部屋	18室 (1室 39 m ²)	静養室	1室 2床
	2人部屋	7室 (1室 21.12 m ²)	医務室	1室
	個室	4室 (1室 16.44 m ²)	機能訓練室	1室
浴室		一般浴槽・特殊浴槽	ディルーム (食堂)	4室
【ユニット棟】				
定員		39名 (ショート9床含)		
居室	個室	30室 (1室 16.42 m ²)	ショート個室	1ユニット 9室
リビング		各ユニット1室	談話室	各フロア1室
ダイニング		各ユニット1室	機能訓練室	1室 (東棟)
浴室		個浴 特殊浴槽 (リフト)		

5 職員体制 (主たる職員)

職種		資格	主要業務
施設長 (ホーム長)	1		施設管理
医師	必要数		利用者健康管理
生活相談員	1以上		生活相談
看護職員	2以上	看護師・准看護師	看護業務
介護職員	12以上	介護福祉士・ホームヘルパー等・その他	介護業務
栄養士	1以上	管理栄養士	栄養管理
機能訓練指導員	1以上	理学療法士・あん摩マッサージ指圧師	機能訓練
介護支援専門員	1以上	介護支援専門員	施設サービス計画作成
事務職員他	適当数		事務一般

6 短期入所における施設サービスの概要

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表によりバラエティに富んだ食事を提供します。 ・できるだけ離床してダイルーム（食堂）でおとりいただくようにします。 （食事時間） 朝食 7：30～ 9：00 昼食 11：30～13：00 夕食 18：00～19：30
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・最低週2回の入浴を行います。 ・状況により、特別浴又は清拭となる場合があります。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床・着替え	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・人としての尊厳に配慮した適切な整容の援助をします。 ・シーツ交換は、週1回実施します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員（理学療法士）による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう務めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・併設の診療所の嘱託医師により、常時健康管理に努めます。 ・毎週日曜日を除き、利用者の方の希望により、医師の診察や健康相談を受けることができます。
相談・援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者およびご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、適宜レクリエーション行事を企画します。
理美容	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月4回（毎週土曜日）理髪サービスを利用いただけます。別途費用がかかります。 カット 1,200 円・顔剃りのみ 600 円 ・毎月1回美容サービスを利用いただけます。 カット 1,200 円・パーマ 4,500 円
預り金管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ご自身による金銭の管理が困難な場合は、預り金管理サービスをご利用いただけます。別途契約が必要で、また別途費用がかかります。詳細は、「預り金管理規程」のとおりです。

7 利用日・利用期間

- (1) 短期入所サービスの利用は、一ヶ月単位で支給限度基準額の範囲内で、毎月利用できます。ただし、連続して利用できるのは30日までです。また、利用日数は、認定有効期間のおおむね半分の日数を超えないこととなっております。
- (2) 契約時点において、ご希望により、あらかじめ利用日・利用期間の予約をとることができます。この場合は、「短期入所利用予定表」を作成し、確認させて頂くように致します。
- (3) 契約期間中は、いつでも短期入所の追加利用の申し込みができます。但し、居室又はベッドが確保できない場合は、利用日・利用期間のご希望に沿いかねることもありますのであらかじめご了承ください。

8 短期入所生活介護計画

- (1) 事業者は、ご利用期間が4日以上の場合、契約書第3条に記載の居宅サービス別の計画に該当する「短期入所生活介護計画」を作成し、この計画にそってサービスを提供します。
- (2) ご利用日数が3日以内で前記計画が作成できない場合でも、利用者の方の心身の状態にふさわしく、その希望にそったサービスの提供をおこないます。

9 利用料

(1) 法定給付サービスの料金

併設型ユニット型（介護予防）短期入所生活介護費（Ⅰ）、併設型（介護予防）短期入所生活介護費（Ⅰ）、（Ⅱ）の該当する単位に以下に示す各種加算のうち、該当する単位を加えた「単位数」に日数を乗じ、1単位当たり10.83円（3級地単価）として計算されるものが、「併設型短期入所生活介護費」となり、各利用者の負担割合に応じた額を利用料としてご負担いただきます。

併設型ユニット型（介護予防）短期入所生活介護費（Ⅰ）＜個室＞

	単位数	1割負担分	2割負担分	3割負担分	61日以上※
要支援1	529単位	573円	1,146円	1,719円	503単位
要支援2	656単位	711円	1,421円	2,132円	623単位
要介護1	704単位	763円	1,525円	2,288円	670単位
要介護2	772単位	837円	1,673円	2,509円	740単位
要介護3	847単位	918円	1,835円	2,752円	815単位
要介護4	918単位	995円	1,989円	2,983円	886単位
要介護5	987単位	1,069円	2,138円	3,207円	955単位

併設型（介護予防）短期入所生活介護費（Ⅰ）＜従来型個室＞（Ⅱ）＜多床室＞

	単位数	1割負担分	2割負担分	3割負担分	31日以上※
要支援1	451単位	489円	977円	1,466円	442単位
要支援2	561単位	608円	1,216円	1,823円	548単位
要介護1	603単位	654円	1,307円	1,960円	573単位
要介護2	672単位	728円	1,456円	2,184円	642単位
要介護3	745単位	807円	1,614円	2,421円	715単位
要介護4	815単位	883円	1,766円	2,648円	785単位
要介護5	884単位	958円	1,915円	2,873円	854単位

※上記「61日以上」は連続して61日以上利用された場合に利用単位が変更となります。

各種加算

加算名		単位数	自己負担額		
			1割	2割	3割
生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	100単位/月	109円	217円	325円
	(Ⅱ)	200単位/月	217円	434円	650円
専従の機能訓練指導員配置加算		12単位/日	13円	26円	39円
個別機能訓練指導員加算		56単位/日	61円	122円	182円
看護体制加算	(Ⅰ)	4単位/日	5円	9円	13円
	(Ⅱ)	8単位/日	9円	17円	26円
	(Ⅲ)	12単位/日	13円	26円	39円
	(Ⅳ)	23単位/日	25円	50円	75円
医療連携強化加算		58単位/日	63円	126円	189円
看取り連携体制加算 死亡日及び死亡日以前30日以下		64単位/日	70円	139円	208円
夜勤職員配置加算	(Ⅰ)	13単位/日	15円	29円	43円
	(Ⅱ)	18単位/日	20円	39円	59円
	(Ⅲ)	15単位/日	17円	33円	49円
	(Ⅳ)	20単位/日	22円	44円	65円
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200単位/日	217円	434円	650円
若年性認知症利用者受入加算		120単位/日	130円	260円	390円
送迎加算		184単位/回	200円	399円	598円
緊急短期入所受入加算		90単位/日	98円	195円	293円
口腔連携強化加算		50単位/回	55円	109円	163円
療養食加算		8単位/回	9円	18円	26円
在宅中重度者受入加算	(Ⅰ)	421単位/日	456円	912円	1368円
	(Ⅱ)	417単位/日	452円	904円	1355円
	(Ⅲ)	413単位/日	448円	895円	1342円
	(Ⅳ)	425単位/日	461円	921円	1381円
認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	3単位/日	4円	7円	10円
	(Ⅱ)	4単位/日	5円	9円	13円
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)		100単位/月	109円	217円	325円
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		10単位/月	11円	22円	33円
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	22単位/日	24円	48円	72円
	(Ⅱ)	18単位/日	20円	39円	59円
	(Ⅲ)	6単位/日	7円	13円	20円

介護職員等処遇改善加算 (令和8年5月31日まで)

介護職員等処遇 改善加算	(Ⅰ)	14.0%
	(Ⅱ)	13.6%
	(Ⅲ)	11.3%
	(Ⅳ)	9.0%

介護職員等処遇改善加算（令和 8 年 6 月 1 日から）

介護職員等処遇 改善加算	(Ⅰ)	I イ 16.3%	I ロ 17.6%
	(Ⅱ)	II イ 15.6%	II ロ 17.2%
	(Ⅲ)	13.6%	
	(Ⅳ)	11.3%	

(2) 法定外サービスの料金

(1) 滞在費及び食費（1日につき）

居住費	ユニット個室	2,066 円
	従来型個室	1,231 円
	多床室	915 円
食費	朝食	560 円
	昼食	670 円
	夕食	670 円

(2) 滞在費・食費の負担軽減（負担限度額認定）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、滞在費・食費の負担が軽減される場合があります。

令和 3 年 8 月 1 日から基準となる額面と新たにご負担いただく金額が変わります。なお、滞在費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

滞在費・食費負担軽減（負担限度額認定）（令和 8 年 7 月 31 日まで）

対象者		区分 利用者 負担	滞在費			食費					
			ユニット 個室	従来型 個室	多床室						
生活保護受給のかた		第 1 段階	880 円	380 円	0 円	300 円					
世帯 全員が	市町村民税非課税の老年福祉年金受給の方										
	市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下の方						第 2 段階	880 円	480 円	430 円	600 円
	非課税かつ本人年金収入等が80万円超120万円以下の方						第 3 段階①	1,370 円	880 円	430 円	1,000 円
	非課税かつ本人年金収入等が120万円超	第 3 段階②	1,370 円	880 円	430 円	1,300 円					
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		第 4 段階	2,066 円	1,231 円	915 円	1,900 円					

滞在費・食費負担軽減（負担限度額認定）（令和8年8月1日から）

対象者	区分 利用者 負担	滞在費			食費					
		ユニット 個室	従来型 個室	多床室						
生活保護受給のかた	第1段階	880円	380円	0円	300円					
世帯全員が 市町村民税非課税の老年福祉 年金受給の方										
市町村民税非課税かつ本人 年金収入等80万円以下の方						第2段階	880円	480円	430円	600円
非課税かつ本人年金収入等 が80万円超120万円以下の方						第3段①	1,370円	880円	430円	1,030円
非課税かつ本人年金収入等 が120万円超	第3段②	1,470円	980円	530円	1,360円					
世帯に課税の方がいるか、本人が 市町村民税課税	第4段階	2,066円	1,231円	915円	1,900円					

(3) 利用者の方からいただく利用料は次のとおりです。

【要介護度】

	算定基礎	日数	基本利用料 (10割)	利用者負担金 (割)	法定代理受領外 ／保険適用外料金
1)	基本日額				
2)	送迎（片道）×	回数			
			合計		

【利用者負担段階】

	算定項目	日数	利用者負担金日額	ご負担金
1)	食費			
2)	居住費			
			合計	

	算定項目	単価	日数又 は回数	摘要	ご負担金
3)	理美容代	／回			
4)	送迎費			サービス地域外の場合	
5)	行事代				
6)	その他				
				合計	

注) 5)の送迎費は、事業所の実施サービス地域をこえる場合にのみ必要となります。

注) 実際の請求額は月のサービス提供実績に基づき計算させていただきます。

(4) お支払：毎月10日までに、前月分のご請求をさせていただきますので、20日以内にお支払い下さい。お支払い方法は、次のとおりとします。

<input type="checkbox"/> 口座自動振替	<input type="checkbox"/> 指定口座振込
---------------------------------	---------------------------------

10 ご利用のキャンセル

(1) 短期入所のご利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）：0428-74-4411

(2) 利用者の方のご都合で短期入所利用を中止にする場合には、できるだけ利用予定日の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください（ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です）。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前日まで	無 料	
当日のキャンセル/連絡なし	1日の利用料の 50%	

(3) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

11 サービス提供の中止

次の場合に、利用者又はご家族と協議の上、サービスを中止し、若しくは退所していただくことがあります。

(1) 来所前に病気が判明した場合。

(2) 入所日の健康チェックで体調が悪いと判断される場合、あるいはご利用途中で体調が悪くなった場合。

(3) 他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合。

12 担当者（生活相談員 又は 介護支援専門員）氏名

1) 北沢 健司 2) 舞木 孝洋 3) 江尻 崇弘 4) 吉岡 友彦

13 相談・苦情等申立先

当施設 ご利用相談室	窓口担当者 生活相談員、介護支援専門員 ご利用時間 毎日午前9時～午後5時（日曜日を除く） ご利用方法 電話 0428-74-4411 面接 生活相談員にお申し出ください。 苦情箱（施設事務所に設置）
ケアサポートセンター ひまわり	当施設経営法人が経営する居宅介護支援事業所 電話 0428-74-7555
博仁会クレームケア担当	苦情・相談を専用の電話でお受け致します 電話 0428-74-5023

注) 青梅市役所 介護保険課 電話 0428-22-1111

国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0011

14 緊急連絡先

利用者の方の容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記に定める緊急連絡先に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先			
氏名		続柄	
住所			
電話番号			

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「和楽ホーム消防計画」に沿って対応を行います。			
平常時の訓練等及び防災設備	年12回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個所
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	14個所
	避難階段（スロープ）	3個所	非常通報装置	あり
	自動火災報知機	あり	漏電火災報知機	あり
	誘導灯	57個所	非常用電源	あり
	ガス漏れ報知機	あり		
消防計画等	消防署への届出日：平成27年4月1日			

16 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。面会簿にご記入頂きます。
外出・外泊	外出・外泊は必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。
医療機関への受診	受診先はあらかじめ届け出てください。通院する場合、その介添え等の方法についてあらかじめ当施設と取り決めを行ってください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は決められた場所、時間以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください
所持品の管理	所持品はあらかじめ品目を届け出てください。居室スペースに置くことのできない場合、保管室にてお預かりします。（所持品保管依頼書の提出が必要となります。）
現金等の管理	現金は責任をもって管理してください。ご本人による金銭の管理が困難な場合は、預り金管理サービスをご利用ください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入所者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。